

## 新城市一般住宅等地域材利用補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新城市における地域材の利用を推進することにより、新城市内の住宅、店舗等の建築物を整備する事業者、木材製造業者、その他関係者の活性化を図ることを目的として、市内において民間の建築物を、地域材を用いて新築、増改築又は改修をする者に対し、予算の範囲内において交付する新城市一般住宅等地域材利用補助金（以下「補助金」という。）に関して、新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「地域材」とは、新城市を含む東三河地域で産出された木材で、伐採届その他の方法により産地が証明された木材をいう。
- (2) 「主要構造材」とは、別表第1において「主要構造材」に該当する部材一覧に掲げる木材をいう。
- (3) 「内外装材」とは、床板（加工されたフローリングを含む。）、壁板及び腰板、天井板、階段の踏み板、蹴込板、押入れの仕切り板等の住宅の内装部分に使用する板材、又は外壁、ウッドデッキ等の住宅の外装部分に使用する木材をいう。
- (4) 「建築物」とは、新城市建築物等における木材の利用の促進に関する方針第2に規定する建築物のうち、住宅、事務所又は店舗（兼用住宅を含む）をいう。
- (5) 「建築工事」とは、建築物を新たに建築すること、及び現在居住又は営業に供されている建築物の一部を増改築若しくは改修することをいう。
- (6) 「建築主」とは、建築工事を発注した者で、建築工事を行った建築物を新たに所有し、かつ当該建築物において居住若しくは営業をしようとするもの（新築以外の場合は引き続き所有し、かつ継続して居住若しくは営業を行うもの）をいう。
- (7) 「工務店等」とは、建築主から建築工事を受注し、建築主との間に建築工事に係る請負契約を締結した者であって、市内に事業所を有するものをいう。
- (8) 「製材所等」とは、原木を材料として製材品を製造するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内において地域材を用いて建築工事を行う建築主及び工務店等で、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 建築主と工務店等の間に、補助対象事業の建築工事に係る請負契約が締結される見込みであり、原則その双方が補助金の申請を行うこと。
- (2) 前号の請負契約の予定金額が、補助金申請額を上回ること。
- (3) 申請時点において、市区町村税の滞納をしていないこと。
- (4) 暴力団（新城市暴力団排除条例（平成23年新城市条例第1号）第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び同条第1項第2号に規定する暴力団員と関係がある者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内で行われる建築工事のうち、地域材を使用する部分の工事であって、次の各号の全ての要件に該当するものでなければならない。

- (1) 申請を行う年度内に着手し、当該年度の2月末日までに完了する工事であること。
- (2) 地域材の使用量が、主要構造材として材積1 m<sup>3</sup>以上、又は内外装材として使用面積5 m<sup>2</sup>以上であること。
- (3) 補助対象事業に係る建築工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業許可を受けた工務店等により行われること。ただし、同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とするものの場合は、この限りでない。
- (4) 本補助金と目的を同じくする公的な補助又は助成金の申請を行っていないこと。
- (5) 補助金の交付を受けようとする年度及びその過去5年度の間において、同一の建築物に対し補助金の申請を行っていないこと。ただし、次に掲げる場合については、この限りではない。
  - (ア) 補助金の申請を行った後に、第7条第1項の規定による交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を第9条の規定により廃止した場合。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に使用した地域材の材積又は面積（小数点第3位以下切り捨て）に、別表第2に掲げる単価を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 前2項の規定により算出した補助金の額は、建築主にあつては30万円を、工務店等にあつては10万円を上限額とする。

(交付申請)

第6条 補助金申請者は、補助対象事業に係る箇所の着手予定日の14日前までに、新城市一般住宅等地域材利用補助金交付申請書(様式第1。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建設概要書(様式第2)
  - (2) 建設場所の位置図
  - (3) 建設に係る図面(各階平面図等、地域材の使用予定箇所を明示したもの)
  - (4) 木材使用量計算書(様式第3)
  - (5) 事業実施場所の現況写真
  - (6) 建築主と工務店等の間で契約が予定されていることを示す書類の写し(見積書等)
  - (7) 市区町村税の滞納がないことの証明書(発行後3か月以内のものに限る)
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請書等の書類は、新城市一般住宅等地域材利用補助金交付請求書(様式第10)を除き、原則建築主と工務店等の連名で作成し、工務店等が提出を行うものとする。
  - 3 補助金申請者は、次条に定める交付決定通知書の交付を受けた後でなければ補助対象事業に係る箇所に着手してはならない。

(交付決定及び通知)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、新城市一般住宅等地域材利用補助金交付決定通知書(様式第4)により補助金申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更の承認)

第8条 補助金申請者は、補助事業の内容を変更する場合、新城市一般住宅等地域材利用補助金変更承認申請書（様式第5）に第6条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、変更が生じない書類については、提出を要しないものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を新城市一般住宅等地域材利用補助金変更交付決定通知書（様式第6。以下「変更交付決定通知書」という。）により補助金申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

4 補助金申請者は、地域材の使用箇所を変更した場合においては、変更交付決定通知書の交付を受けた後でなければ変更箇所に着手してはならない。

（補助事業の廃止）

第9条 補助金申請者は、補助事業を廃止しようとするときは、新城市一般住宅等地域材利用事業廃止届出書（様式第7）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助金申請者は、補助事業に係る工事が完了した日から起算して14日以内又は当該年度の2月末日（閉庁日の場合は、その直前の開庁日とする。）のいずれか早い日までに、新城市一般住宅等地域材利用補助金実績報告書（様式第8。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業場所の写真（地域材を用いた箇所について明示すること。また、新築以外の場合には使用前と使用後の状況を比較することでその使用が確認できるもの）

(2) 補助事業において使用した木材が地域材であることを示す書類（あいち認証材制度に係る証明書類や納品者が産地を記載した納品伝票の写しなど産地と数量がわかるもの。市内製材所等から納品された地域材である場合はその旨がわかるものであること。）

(3) 建築主と工務店等の間で契約が締結されていることを示す書類の写し（契約書等）

(4) 新築工事の場合にあつては、補助事業に係る建築工事が完了し、工務店等が建築主に引渡しを行ったことが確認できる書類（引渡し確認書の写し等）

(5) 増改築又は改修工事にあつては、補助事業に係る建築工事の工事費請求

書及び領収書の写し（工務店等の発行したものに限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

(状況確認)

第11条 市長は、事前に通告を行った上で、補助申請者の立会いの下、補助事業住宅に立ち入り、補助事業の状況を確認することができる。

2 補助金の申請を行った者は、前項の規定による状況確認に協力しなければならない。

(額の確定)

第12条 市長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、新城市一般住宅等地域材利用補助金交付額確定通知書（様式第9）により補助金申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、前条に規定する額の確定後、補助金申請者からの新城市一般住宅等地域材利用補助金交付請求書（様式第10）の提出により交付する。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、前条に規定する状況確認の結果、補助金の交付を受けた者又は補助事業住宅が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付を受けた者に新城市一般住宅等地域材利用補助金交付決定取消通知書（様式第11）により通知した上で、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助対象住宅を故意に破壊する等の行為があったとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金の交付を受けた者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表第1)

「主要構造材」に該当する部材一覧

部材名称		部材名称	
1	棟木	14	梁
2	母屋	15	火打梁
3	垂木	16	桁
4	吊木	17	胴差し
5	小屋束	18	下地板
6	小屋梁	19	土台
7	隅木	20	火打土台
8	野地板	21	大引き
9	通柱	22	根太
10	管柱	23	床束
11	間柱	24	まぐさ
12	筋違い	25	窓台
13	貫		

(別表第2)

単価一覧

1 補助単価 (建築主の申請によるもの)

項目	単価
主要構造材	30,000 円/㎥
内外装材	3,000 円/㎡

※上限は補助対象者1人につき、合計で30万円とする。

2 補助単価 (工務店等の申請によるもの)

項目	(1) 通常の単価	(2) 市内の製材所等から仕入れた地域材の製材品に対する加算額
主要構造材	5,000 円/㎥	5,000 円/㎥
内外装材	1,000 円/㎡	1,000 円/㎡

※上限は1事業につき、(1)に該当するものは合計で5万円、(2)に該当する場合の加算額は合計で5万円とする。

様式第1（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新 城 市 長

（申請者）

建築主 住 所

氏 名

電話番号

工務店等 住 所

氏 名

電話番号

新城市一般住宅等地域材利用補助金交付申請書

新城市一般住宅等地域材利用補助事業を実施したいので、新城市一般住宅等地域材利用補助金交付要綱の内容を確認し、要件等に該当することを確認したうえで、同要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業実施場所 新城市

2 地域材使用見込量

(1) 主要構造材	m <sup>3</sup> （小数点第3位以下は切捨て）
(2) 内外装材	m <sup>2</sup> （小数点第3位以下は切捨て）

3 補助金交付申請額 建築主\_\_\_\_\_円 工務店等\_\_\_\_\_円  
（算出の基礎）

(1) 主要構造材	通常分	m <sup>3</sup> ×	円（千円未満は切捨て）
	市内製材所等分	m <sup>3</sup> ×	円（千円未満は切捨て）
(2) 内外装材	通常分	m <sup>2</sup> ×	円（千円未満は切捨て）
	市内製材所等分	m <sup>2</sup> ×	円（千円未満は切捨て）

4 事業予定期間

(1) 着手予定年月日 年 月 日

(2) 完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

新城市一般住宅等地域材利用補助金交付要綱第6条に定めるとおり

建築工事に関する連絡先		
工務店等名称	担当者	電話番号

様式第2（第6条関係）

新城市一般住宅等地域材利用補助金 建設概要書

設計 (予定) 者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
	代表者名				
施行 (予定) 者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
	代表者名				
補助対象 建築の 概要	建設(予定)地				
	利用予定者		電話番号		
	工事等種別	構造	1. 木造 2. その他 ( )		
		種別	1. 新築 2. 増改築又は改修		
	延床面積	新築	増改築又は改修面積	_____ m <sup>2</sup>	
			増改築又は改修後総面積	_____ m <sup>2</sup>	
	着工予定	令和 年 月	竣工予定	令和 年 月	
主要構造 材の利用 概要	木材の総使用(予定)量		m <sup>3</sup>	地域材の使用(予定)量	m <sup>3</sup>
	納入 (予定) 業者	名称		電話番号	
		所在地			
内外装材 の利用概要	木材の総使用(予定)面積		m <sup>2</sup>	地域材の使用(予定)面積	m <sup>2</sup>
	納入 (予定) 業者	名称		電話番号	
		所在地			
概要書 作成者	業者名		電話番号		
	氏名				



(申請者)

建築主 住 所

氏 名

電話番号

工務店等 住 所

氏 名

電話番号

新城市一般住宅等地域材利用補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった新城市一般住宅等地域材利用補助金については、新城市一般住宅等地域材利用補助金交付要綱第7条第1項の規定により次のとおり交付することに決定します。

年 月 日

新城市長

印

記

1 補助対象事業

年 月 日付け交付申請書記載のとおり

2 事業実施場所

3 交付決定額

建築主 円

工務店等 円

4 交付の条件

新城市一般住宅等地域材利用補助金交付要綱に基づき、以下のことを遵守すること。

- (1) 市長が必要と認めるときは、実施状況を速やかに報告すること。
- (2) 補助対象事業が完了した場合は、所定の期間内に実績報告書を提出すること。
- (3) 補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業を廃止する場合には、届出を行うこと。

（宛先）新 城 市 長

（申請者）

建築主 住 所  
氏 名  
電話番号  
工務店等 住 所  
氏 名  
電話番号

新城市一般住宅等地域材利用補助金変更承認申請書

申請を予定している新城市一般住宅等地域材利用補助事業について、下記のとおり計画を変更したいので、新城市一般住宅等地域材利用補助金交付要綱第8条第1項の規定により、承認されたく申請します。

記

1 変更申請額

建 築 主 円

工務店等 円

2 変更の理由

3 変更の内容

4 添 付 書 類

※新城市一般住宅等地域材利用補助金交付要綱第6条に掲げる書類で、変更が生じたものを添付すること。

(申請者)

建築主 住 所

氏 名

電話番号

工務店等 住 所

氏 名

電話番号

新城市一般住宅等地域材利用補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった新城市一般住宅等地域材利用補助金については、新城市一般住宅等地域材利用補助金交付要綱第8条第2項の規定により次のとおり変更することに決定します。

年 月 日

新城市長

印

記

1 変更交付決定額

建 築 主 円

工務店等 円

2 変更の理由

年 月 日付け新城市一般住宅等地域材利用補助金変更承認申請書  
のとおり

年 月 日

（宛先）新 城 市 長

（申請者）

建築主 住 所  
氏 名  
電話番号  
工務店等 住 所  
氏 名  
電話番号

新城市一般住宅等地域材利用補助事業廃止届出書

年 月 日付けで交付決定のあった新城市一般住宅等地域材利用補助金について、補助事業を廃止したいので、新城市一般住宅等地域材利用補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 事業実施場所

2 交付決定額

建 築 主 円

工務店等 円

3 廃止の理由

(宛先) 新 城 市 長

(申請者)

建築主 住 所  
氏 名  
電話番号  
工務店等 住 所  
氏 名  
電話番号

新城市一般住宅等地域材利用補助事業実績報告書

新城市一般住宅等地域材利用補助事業が完了したため、新城市一般住宅等地域材利用補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施場所 新城市

2 地域材使用量

(1) 主要構造材	m <sup>3</sup> (小数点第 3 位以下は切り捨て)
(2) 内 装 材	m <sup>2</sup> (小数点第 3 位以下は切り捨て)

3 補助金(変更)交付決定額 建築主 \_\_\_\_\_ 円 工務店等 \_\_\_\_\_ 円  
(算出の基礎)

(1) 主要構造材	通常分	m <sup>3</sup> ×	円 (千円未満は切捨て)
	市内製材所等分	m <sup>3</sup> ×	円 (千円未満は切捨て)
(2) 内外装材	通常分	m <sup>2</sup> ×	円 (千円未満は切捨て)
	市内製材所等分	m <sup>2</sup> ×	円 (千円未満は切捨て)

4 事業期間

(1) 着手年月日 年 月 日  
(2) 完了年月日 年 月 日

5 添付書類

新城市一般住宅等地域材利用補助金交付要綱第 10 条に定めるとおり

(申請者)

建築主 住 所

氏 名

電話番号

工務店等 住 所

氏 名

電話番号

新城市一般住宅等地域材利用補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった新城市一般住宅等地域材利用補助金については、次のとおり交付を確定します。

年 月 日

新城市長

印

記

1 補助対象事業

年 月 日付け実績報告書記載のとおり

2 事業実施場所

3 交付決定額

建築主 円

工務店等 円

4 交付確定額

様式第10（第13条関係）

新城市一般住宅等地域材利用補助金交付請求書

年 月 日

新城市長

請求者  
住所  
氏名 印  
連絡先

年 月 日付け指令 第 号で確定の通知がありました新城市一般住宅等地域材利用補助金につきまして、次のとおり請求します。

1 対象となる事業

年 月 日付け交付確定通知のとおり

2 請求額

金 円

3 振込先

金融機関			店
フリガナ			
口座名義人			
口座番号	普通 ・ 当座		

(申請者)

建築主 住 所  
氏 名  
電話番号  
工務店等 住 所  
氏 名  
電話番号

新城市一般住宅等地域材利用補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定のあった新城市一般住宅等地域材利用補助金について、状況確認の結果、新城市一般住宅等地域材利用補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定により次のとおり決定を取り消します。

年 月 日

新城市長

印

記

1 補助対象建築の所在

2 取り消し理由

(新城市一般住宅等地域材利用補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項第 号に該当)